

小牧市レジ袋削減協議会設置要綱

平成20年6月4日
20小環第562号

(設置)

第1条 小牧市内で使用されるレジ袋の配布枚数を削減することにより、容器包装廃棄物の発生の抑制を図り、もって省資源・廃棄物削減による循環型社会の形成及び地球温暖化防止に寄与することを目的として、小牧市レジ袋削減協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) レジ袋の配布枚数の削減に関すること。
- (2) レジ袋の有料化の連携体制及び周知方法に関すること。
- (3) レジ袋の有料化に伴う協定に関すること。
- (4) その他レジ袋の配布枚数の削減に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には、会長及び副会長2人を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、協議会が解散するまでとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第6条 協議会に関する庶務は、環境対策課において処理する。

(委員の費用弁償)

第7条 委員は、協議会に出席するための旅費を各自で負担するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	摘 要
市民団体	こまき環境市民会議及び小牧市民を主たる構成員とする消費者団体等
事業者	小牧市内に店舗を有し、レジ袋の有料化を実施し得る事業者
行 政	小牧市市民生活部長、環境対策課長及びごみ政策課長